

## 変更届添付書類一覧

指定障害福祉サービス事業所等変更届出書(様式第3号)に下表の書類を添付してください。

番号	変更があった事項	必要な添付書類(変更後のもの)	備考
1	事業所(施設)の名称	運営規程	
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	運営規程	療養介護、短期入所、共同生活援助、障害者支援施設の場合。 訓練・作業室等配置基準で必要な部屋について、基準を満たしていることを具体的に記載すること。 謄本について1部は原本。残り1部は写しで可。
		事業所・施設の平面図	
		居室面積等一覧表	
		事業所の設備・備品等一覧表	
3	申請者(設置者)の名称	定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 運営規程	1部は原本。残り1部は写しで可。
4	主たる事務所の所在地	定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 運営規程	1部は原本。残り1部は写しで可。
5	代表者の氏名及び住所(役員(理事)の氏名及び住所含む)	登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 法第36条誓約書及び役員等名簿	住所のみの変更の場合は不要。役員等名簿の押印は、変更者のみで可。
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)	定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)	1部は原本。残り1部は写しで可。
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	事業所・施設の平面図	療養介護、短期入所、共同生活援助、障害者支援施設の場合 謄本について1部は原本。残り2部は写しで可。
		居室面積等一覧表	
		事業所の設備・備品等一覧表	
		建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し	
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	管理者の経歴書 法第36条誓約書及び役員等名簿	住所のみの変更の場合は不要。役員等名簿の押印は、変更者のみで可。
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	サービス提供責任者の経歴書 資格証明書の写し	住所のみの変更の場合は不要
		実務経験証明書	実務経験が必要な場合のみ。住所のみの変更の場合は不要。
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	サービス管理責任者の経歴書	住所のみの変更の場合は不要。 サービス管理責任者研修の修了証及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)の修了証が必要。 住所のみの変更の場合は不要。
		資格証明書の写し、研修修了証の写し	
		実務経験証明書	
11	主たる対象者	運営規程 主たる対象者を特定する理由等	
12	運営規程	運営規程	生活介護、就労継続支援B型及び障害者支援施設の定員増並びに障害者支援施設の施設障害福祉サービスの種類の変更に関しては変更指定申請となる。 変更箇所を下線を引くなど、変更箇所が分かるようにすること。様式第3号の変更前、変更後に記載すれば、省略可能。 定員変更に伴い、従業者の配置変更などがある場合。
		新旧対照表(任意様式)	
		組織体制図、勤務形態一覧表	
13	介護給付費等の請求に関する事項	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(各種加算の算定に変更がある場合)	
14	事業所の種別(併設型・空床型の別)	運営規程	
15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員	運営規程	
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	協力医療機関との契約の内容	
17	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
18	当該申請に係る事業の開始予定年月日		
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	併設施設の変更が分かる書類	
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	入所施設及び病院の変更が分かる書類	

※上記書類の他、必要に応じて別途書類の提出を求められる場合があります。

※「13 介護給付費等の請求に関する事項」については、障がい福祉課へ1部御提出ください。

## 変更届提出先

宮崎県障がい福祉課へ1部御提出ください。

提出先	提出先住所
宮崎県福祉保健部 障がい福祉課	〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号